

平成22年度第5回協働支援会議

平成22年6月17日午後2時00分

区役所本庁舎6階会議室

出席者 久塚委員、宇都木委員、竹内委員、野口委員、的場委員、伊藤委員、村山委員
事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

久塚座長 一名欠席ですが、定足数に達しておりますので、第5回協働支援会議を開会したいと思います。

主な議題は三つ、そしてその他ということで、一つ目は協働事業提案の審査について。それから、協働事業評価と1年目のもの、2年目のもの、複数ありますけども、その評価には議会での予算が絡んでくるので、少し考えなければいけないことも例年のようにあります。

それから、三つ目はNPO活動資金助成について。申請件数が少なかったことなどを含めて事務局と一定の協議をしまして、NPO活動資金助成の方向性といいますか、決定打じゃなくて、このような方向で考えたらどうかということをご議論いただきたいと思います。

では、それを含めて事務局のほうから資料の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい。それでは、資料のほうの確認をさせていただきます。

まず、資料1、協働事業提案審査スケジュールで、A4のカラー刷りのものになります。その附属資料としまして、22年度の協働事業提案採点表。それから、事前ヒアリングシート、(事業担当課用)というのです。それから、あともう一つがA4の横の1枚の紙で、協働事業提案に対する担当課意見書兼採点表となっております。

続きまして、資料2が平成22年度協働事業の検証及び評価の実施方法について、A4、縦1枚のものです。

それから、資料3、協働事業の評価にあたっての主な着眼点、これもA4、縦1枚のものです。

続きまして、資料4が4種類ございます。資料4の1、協働事業自己点検シート、資料4の2、協働事業相互検証シート、資料4の3、協働事業評価書の(新規実施事業用シー

ト)、それから資料4の4が協働事業評価書(実施2年目事業用シート)となっております。

続きまして資料5、平成23年度に向けたNPO活動資金助成の改正について(案)。

続きまして、資料番号を振っておりませんが、平成22年度協働支援会議等開催予定。それからあと、協働事業提案実施事業等のチラシになっています。まず一つ目が、第7回イベントと書いてあるもので、これは活動資金助成を今年度受けて実施するいきいき里の会の事業です。

続きまして、6月のまごころこめこめ倶楽部のご案内。これも活動資金助成の事業となっております。

続きまして、音楽療法で脳と心の健康作り、これも東京山の手まごころサービスの助成金の事業です。

続いて、第9回ピポ・ユニバーサル駅伝、コミュニケーション・スクエア21が行います助成金の事業です。

続きまして、手で見るとギャラリー鑑賞教室、こちらのほうもNPO活動資金助成の事業で、市民の芸術活動推進委員会が行う事業のチラシとなっています。

あと続きまして、色紙で刷ってあるもので、第1回NPO活動支援講座、「キラミラネット」活用講座ですけれども、こちらのほうは今年度から地域調整課のほうで新しく取り組んでおりますNPO活動交流・支援事業の一貫として行うもので、NPO活動支援講座の第1回目となります。

それからもう一つ、NPOネットワーク協議会主催の市民とNPOの交流サロン、「障害者の自立と社会参加を応援する!」ということで、今、協働事業提案事業を実施しておりますNPO法人ストローク会が語り手となってサロンを行います。

あと、それからもう一つが冊子になりまして、これは高次脳機能障害支援協働事業を行っておりますNPO法人VIVIDが作りました冊子となっております。昨年度の協働事業提案事業の報告も兼ねておりますので、後でごらんになっておいてください。

資料につきましては以上です。

久塚座長 これだけいつも活発にやったださるのならいいと思います。

では、資料が抜け落ちているものなどありませんか。中に入っていきますけれども、協働事業提案の審査についてという第1番目の議事に入っていきたいと思います。では、事務局、資料が少し複雑にあると思うので、今年初めての委員さんもおられるので、その点を考えながらご説明をよろしくお願いします。

事務局 では、資料1によって、審査スケジュールについて説明させていただきます。まず、資料1なのですけども、その前にこの平成22年度協働支援会議等開催予定、資料番号の振っていないA4のカラー刷りのものをごらんになってください。

久塚座長 一覧表で日にちが、3色で、これですね。

事務局 はい、それです。よろしいですか。この開催予定で、緑色で塗ってある部分が審査会になります。7月22日に第1回を行いまして、全部で4回予定しております。最後の4回目は10月下旬となる予定です。

まず、第1回審査会で一次書類選考を行っていただきまして、二次審査が9月3日の公開プレゼンテーションになります。それから、第3回の審査が9月6日で、こちらは最終選考になります。

それから、第4回の提案審査会は10月の下旬を予定しておりますが、協働事業提案の審査報告書の作成をしていただく予定となっております。

久塚座長 今までのところはいいですか。長いのは2回目ですか。

事務局 2回目のプレゼンテーションです。

久塚座長 それがNPO資金助成と同じように長うございますので、そういうことですよ。

事務局 はい。2回目の時間につきましては、これ、仮で入れてありまして、一次審査の結果の通過した団体が何団体になるかで時間は決まってくるようになります。

久塚座長 よろしいですね。では、中のほうに入って。

事務局 はい。まず、協働事業提案につきましては、5月21日、24日、25日に提案に関する団体向けの説明会を行いました。宇都木委員と伊藤委員にはミニ講演をしていただきまして、どうもありがとうございました。その説明会に参加した団体は全部通して12団体ございました。そのうち過去に提案したことがある団体は2団体でした。そのほかに説明会に参加した以外に窓口で説明をしたのが4団体程度、それから電話での問い合わせが3団体程度ございました。

それでは、資料1に沿いまして、審査の具体的なスケジュールのほうの説明に入らせていただきます。資料1をごらんになってください。この資料1はこの横軸のところ、黄色で塗った部分ですが、審査会、事務局、各事業課、提案団体と四つに分けて、それぞれがその時期に何をするかというふうに分けて書いてございます。

それで、審査会の委員にさせていただくところは水色で塗った部分になります。それから、

事務局が審査員に対して何らかのアクションを起こすところが薄いオレンジで塗ってございます。

上から見ていただきまして、協働事業提案の募集が6月22日、来週の火曜日までとなっております。事務局のところの薄いオレンジのところですけども、審査員へ提案書類を6月24日の木曜日には発送をしたいと考えております。

それから、その提案書類を見ていただきまして、提案団体に対して質問がある場合には事務局のほうに、7月4日までに提出をしていただくようになります。審査会の薄い水色で塗られた部分になります。

それから、その間に事業課のほうではヒアリングシートを作成しております。その事業課のほうでつくり上げましたヒアリングシートを審査員の方たちに送付するのは、7月9日を予定しております。

そのヒアリングシートに対して事業課のほうに質問がある場合には、大変期間が短くて申しわけないのですが、7月12日までに質問を事務局のほうに提出していただくようになります。

それから、提案団体からの質問に対する回答、それから事業課からの回答を7月15日には返せるようにしたいと考えております。

第一次審査の採点表の提出は祝日になりますが、7月19日月曜日中に送っていただきたいと思います。一次審査につきましては7月22日に書類選考を行うようになります。

それから、8月に審査会はございません。8月中の作業としましては、一次審査を通過しました団体が今度はプレゼンテーションを行うようになりますので、そのプレゼンテーションの際に助成金と同じように委員から質問をしていただくのですが、その質問をあらかじめ出していただくようになります。その質問票の提出が8月20日になります。質問票については、8月2日ごろまでには委員にメールでその用紙をお送りしたいと考えております。

8月中に一次審査を通過した団体と、事業課のほうで面会をしてヒアリングを行いまして、事業課が担当課意見書というのを作成いたします。その意見書については二次審査の参考にしていただくものになります。その意見書は委員のほうに8月16日にはお送りするようにしたいと考えております。

8月20日にプレゼンテーションのときに質問する質問票を提出していただいて、その質問を事務局で取りまとめをしまして、委員にお返するのが8月27日金曜日にはした

いと考えております。

それから、第2回審査会、二次審査公開プレゼンテーションは9月3日の金曜日になります。この9月3日の金曜日のときには活動資金助成と同じようにその場で採点表に記載していただいて、採点表を出していただくようになります。その採点表をもとにしまして、9月6日に最終選考を行います。活動資金助成のときには公開プレゼンテーションと同日に最終選考も行ったのですけれども、協働事業提案はもう少し話し合い等も複雑になりますので、9月6日の月曜日に別途時間を設けまして最終選考を行います。

それから、第4回支援会議は10月の下旬に予定しております。この審査の経過を取りまとめたものを審査報告書として最終的には区長へ報告をしていただくようになりますので、その報告書の作成をこの第4回の審査会で行うようになります。現在の予定では、最終選考結果を区長へ報告するのを11月の下旬というふうに予定をしております。

資料1に添付でついております三つの資料があるのですけれども、まずA4の横のもので協働事業提案採点表、これが一次審査、それから二次審査も同じ形式のものになりまして採点表になります。これは第1回の審査会、7月22日と、あと9月3日の公開プレゼンテーションで使用する採点表となっております。

それから、続きましてA4の縦でとじてあるのが事前ヒアリングシート。これは担当事業課のほうで作成するものです。一次審査の前に作成をしまして、一次審査の際の委員の参考資料としていただきたいと思います。

それから、もう一つ、A4の横のもので1枚のものです。協働事業提案に対する担当課意見書兼採点表。この意見書につきましては、一次審査通過した団体について意見書を事業課のほうで書きまして、それを二次審査の参考資料としていただくものとなっております。

審査のスケジュールについては以上です。

久塚座長 使うものと、だれがどういうことで使うということについての説明、おわかりですか。非常にわかりにくい、今まで経験を積んだ私どもも、ああ、そうだったかなということがあるかもしれませんけども、もう一度この横の資料から各委員が使うもの、それから審査の前に書き込んだもの、それから事業課のものという3種類になっています。大丈夫ですか、今のところは。

現場委員 8月2日の質問票送付というのは私たちが書く必要があると。

事務局 はい。記入していただく質問票のシートを、8月2日ぐらいをめどにお送りし

たいと思います。

的場委員 16日の意見書というのは、それは参考資料ということなのですか。

事務局 この意見書というのが、今の添付についておりますA4の横の両面コピーになったものです。事業課のほうで、一次審査の通過団体とヒアリングを行って意見を書くものになっております。これを8月16日に委員のほうに送付しますので、そちらのほうもごらんになっていただいて、質問のほうをつくっていただければと思います。

久塚座長 もうおわかりだと思うのですが、裏に記入例があって、新宿区に対してNPOが提案をしてきた形になると、いろいろ話しているときに担当課のほうで、この提案というのは協働という考え方から見てどうだとか、新宿区にとって緊急の何とかがあるとかないとかいうようなことで、担当課のほうでこれをつくったのを見て、各委員がうまく協働という形での事業提案の方向になっているかと。

たまたま今年については新宿区のほうでNPOに誘いかけるといのがなかったわけですが、これの双方がうまくなっているかということ念頭に置いた、両方で使いたいというシートの意味合いはあるわけです。今回の場合は、担当課の意見書兼採点表という形になっています。

よろしいですか、ほかには。

竹内委員 今回の採点表ですが、事業課から出てきますよね。それを右のほうに審査員評価点とあるのですが、これも審査員が評価点を出すのでしょうか。

事務局 評価点を書いていただくのはこの事業課の意見に対しての評価点ということではなくて、二次審査の団体のプレゼンに対しての評価点がここに出てくるようになります。

ただ、実際に審査員の方たちに評価点を出していただくのは、この今添付してあるのは一次審査の書類選考の採点表なんですけども、これと同じもので一次審査というところが二次審査公開プレゼンテーションとなったのが採点表となります。

久塚座長 竹内さんが聞きたいのはこれですか。

竹内委員 ああ、そうです。

事務局 ここはメモとして使っていただく程度で、実際の採点にはなりません。

竹内委員 ああ、そういう意味ですか。

久塚座長 だそうです。

竹内委員 これについて特に評価することじゃなくて、手持ち資料として使ってくださいということなのですね。

事務局 はい。

久塚座長 右側に審査委員というのが出ているので、少し分かりにくいかもしれないですね。

事務局 二次審査用参考資料とか上に入れておいたほうがいいのかもしいですね。

久塚座長 ただ、審査委員のほうから見るとそう見えるのですが、担当課とかNPOから見たら、こういうニーズ性のところでこう考えたというようなことがどう評価されるのだというのが右側にあるというイメージにはなるわけです。

竹内委員 担当課からですか。

久塚座長 担当課の方から見ると地域課題・社会的課題というところにとらえているかと、各担当課の意見を書いて、ここが白になっていると、このようにとらえたということが何点として判断される代物なのかというふうな位置づけにはなってくる。そういう使われ方になります。

だから、これが逆だとNPOに対して向けて、協働というような形で振り向けられた担当課がとらえて、積極的にNPOと相談をして、そのようなものをつくろうとしているかどうかということが見えてくる代物にはなっているし、この点数があることによって、さらに話し合いだけでなく、あなたたちの受けている側はそういうことになるのですよということが理解はしていただいていることにはなっています。

この審査委員評価点については、何かうまい表現があればいいのですが、今年に限っては各委員に理解していただければ、このままでいいですか。

では、この三つについては。

事務局 はい。

久塚座長 その流れまで大丈夫ですか。それから区長への報告書の提出。1番目の議事はここで終わったわけになります。

事務局 はい。

久塚座長 よろしいでしょうか。第1番目の議題、協働事業提案の審査について、このような流れでこの用紙を使って行います。

では、2番目ですけれども、協働事業提案22年度実施事業の評価の実施について。これも少し複雑なのですけれども、継続しているものと、それ以後のものが扱いが少し、意味づけも変わってきますので、その点も含めてよろしくをお願いします。

事務局 はい。評価の実施についてに入らせていただきます。評価の実施については、

資料2、資料3、それから資料4の1、2、3、4と4種類あるものを使います。

その説明に入る前に、先ほどの支援会議等開催予定で日程の確認をさせていただきます。

この評価については、支援会議等開催予定で黄色に塗られた部分が評価会になっております。まず、審査会の3回と4回の間には1回入ってきます。10月上旬に1回予定しております。それから、全部で5回予定しております、1回目、10月上旬に終わった後、間に第4回の審査会が入りまして、それから11月上旬から1月の下旬にかけて第2回、第3回、第4回、第5回と評価会を開催する予定です。

審議内容のほうをごらんになっていただきたいのですが、第1回の協働事業評価会のときに協働事業評価の実施ということで、21年度協働事業提案採択3事業のヒアリングを予定しております。

それから、第2回の11月上旬の評価会では、20年度採択2事業のヒアリングと事業評価を行います。20年度採択事業は、4事業ございますので、第3回の11月下旬に予定しています評価会で残りの2事業のヒアリングを行う予定です。

それから、第4回の評価会のときには協働事業評価の実施ということで、審査のときと同じように、評価につきましても評価報告書を作成していただくようになりますので、その評価報告書をつくるための支援会議としての意見をまとめていただくようになります。第5回につきましても、評価報告書作成ということになります。

久塚座長 今までのところは2時からと書いたものと、1時から5時まで、1時から4時まで、3時間とか4時間というのがこの黄色い部分には入ってきますので、しかも11月にはそれが2回ありますから、割に大変な作業です。

事務局 そうですね。

久塚座長 これがプレゼンテーションの審査の4時間とはまた違う、作業としては協働ということの評価しながらまとめていくという実務、皆さん方からのご意見をいただいて、それを1本にしていく作業になりますので、少し重たい仕事になりますけれども、事務局にとっても大変な時期になるので、具体的にどうやるかという説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、資料2をごらんになってください。平成22年度協働事業の検証及び評価の実施方法についてです。まず、この検証評価をする目的なのですが、事業の実施者ということで、団体と協働で取り組んでおりますので区の事業を所管している担当課が事業実施者になります。そのそれぞれが事業を実施中に事業の点検を行うことによって課題を共有して、事業の成果と協働の妥当性というのを検証していただくように

なります。その検証したことでよりよい協働関係のもとに効果的・効率的に後半以降の事業を実施できるようにするというを目的としております。

それから、事業実施2年目となる事業につきましては、協働事業提案制度の中で実施できる期間は2年となっておりますので、それ以降の事業展開をどうするかということの検討にも活用していただくようになります。

それから、この支援会議が第三者機関として評価を行うことによって客観的立場からの事業改善を促して、今後の協働事業の取り組みに生かしていただくというのを目的にして行っております。

検証と評価の対象事業ですけれども、協働事業提案制度によって平成20年度・21年度に採択されて実施している事業になります。20年度に採択されて、今継続して2年目に入っているのが4事業あります。それから、21年度に採択されて、今年度新規で実施している事業が3事業ありますので、全部で7事業の評価を行っていただくこととなります。

久塚座長 よろしいですか、今までのところ。

事務局 3番の検証・評価の実施の流れに入ります。具体的にそれをどうやっていくかということなのですが、まず事業実施者、事業課と提案団体です。それぞれに振り返りと検証というのを8月から9月にかけてしていただくようになります。まず資料4の1が自己点検シートになりますが、自己点検シートの作成ということで、団体と事業課のそれぞれが自己点検シートを用いまして、計画づくり、それから事業実施の段階等における点検を行って、協働の取り組みについての振り返りを行ってまいります。

それから、資料4の2に相互検証シートがございます。この相互検証は、それぞれ事業課と団体が作成しました自己点検シートを持ち寄りまして、それぞれの認識に違いがあったところや、共有できたこと、それから今後改善が必要と思われることというのをまとめて、それぞれ確認を行って相互理解を進めていただくものとなっております。

この相互検証シートにつきましては、事業課と団体が一緒に作成しまして、一つのものをつくってもらうようになります。自己点検シートについては団体と事業課、それぞれから出てくるものになっています。記入者のところの欄を見ていただくとわかると思うのですが、資料4の1のほうは記入者のところ、1ページ目の下の欄のところ記入者を書くようになっているのですが、記入者がどちらかをチェックしてくださいということで、団体が作成したのか、区事業課が作成したのかをチェックするようになっています。

これは団体と区担当課それぞれから出していただくものになっています。

資料4の2のほうの記入者の欄を見ていただきたいのですが、この資料4の2の相互検証シートのほうは、協働事業提案団体と区の担当課、両方記載するようになっていきます。これは一緒につくっていただくということになっております。

このそれぞれ作成しました自己点検シート、それから一緒につくった相互検証シートにつきましても、支援会議のほうで第三者評価を行うときのヒアリングの参考資料となります。

資料2の点線の枠の下のところの矢印のところなのですが、第三者評価ということで、今年度実施している7事業についてのヒアリングを協働支援会議にさせていただくようになります。

第三者機関である協働支援会議が実施団体と事業課を呼びまして、その同席する場でヒアリングを行って第三者評価を行うようになります。評価に当たっては、改善点など今後の事業のあり方を含めてご意見をいただくようになります。

続いてその下のところ、継続評価、対象が新規実施の3事業になります。この継続評価は22年度に新規で実施している3事業について行うのですが、こちらは次年度も継続して実施する可能性のある事業ですので、区の予算要求時期に間に合わせるということで、10月上旬の第1回評価会のときに、この3事業のヒアリングを行っていただくようになります。

ヒアリングをしまして、委員の方々に意見をおっしゃっていただくときには、協働事業提案制度による協働事業として、次年度も継続する場合の改善点等も示していただくこととなります。

それから、その次、事業評価ということで対象が事業実施2年目の4事業になります。この事業実施2年目の4事業については、協働事業提案制度の中の事業としては今年度が最後の年度となります。それで、ヒアリングをしていただくのですが、その事業実施団体と事業課がヒアリングの後に、またその事業を次年度以降どうするかというのを検証していくこととなりますので、支援会議では改善点など今後の事業のあり方について意見を述べていただきたいと考えております。

支援会議で行っていただく第三者評価については資料の3をごらんください。資料の3、「協働事業の評価にあたっての主な着眼点」となっております。この評価にあたっての主な着眼点に基づいて、協働の取り組みについての評価を実施していただくこととなります。

まず、協働事業の評価項目として計画、実施、結果、反省と改善となっているのですが、どの時期のことを評価するかというのでこれが四つに分かれております。まず計画のところ、四つありまして、事業における区民ニーズや課題のとらえ方、それから事業の成果目標の設定、3番目として協働の相手への期待とその成果、4番目として役割分担の決定方法。

次に、実施の段階のことについては二つありまして、5番になります。事業の進捗状況や事業に関する情報の共有。それから、6番の協働の相手との成果目標の達成度などの話し合い。

それから、結果のところは二つに分かれていまして、7、当該事業実施における受益者（区民）の意見集約、それから8、今後の課題の把握および共有、それから最後に反省と改善ということで9、改善すべき内容の把握というこの九つの項目について評価をしていただくようになります。

評価にあたっての主な着眼点の上に米印で書いてあるのですが、この評価は協働することの意義を明確にすることを目的に行っております。協働の取り組みについての評価となっております。

久塚座長 今、事務局のほうからあったように、事業自体がどうなのか、提案がどうなのかということから少し離れて、もうそこは通過しておりますので、新宿区とそれから提案団体であるNPOが、協働という観点からどれだけ両方話し合ったのかというようなことを含めての評価というふうなところにウエートが置かれているのでワンクッションあるのです。そこがなかなか難しいところで、どうかなと思っているけどよく話し合っているような場合、逆の場合もよくあって、それがそれぞれのNPOと担当課の書き込んだもの、そして相互に1枚をつくるものとなってあらわれてきた中で、どう協働ということで歩み寄ったり相談をしたのかというのが見えてくる。

ですから、もとに戻りますけど、流れはそうなっていて、あくまで協働としてどうだったのかということにウエートを置いてください。

また、評価の際に同じような発言があると思います。そして、今年始まったものについては次年度、2年目に継続するというのも考えられるということで進んでいますので、予算との絡みがあって、第1回目の10月の中旬にその1年目のものを評価しよう。そして、最終的に2年目、終わりかけているものについては2事業ずつ、4事業ありましたので2事業ずつを、区の事業としていきなりは無理でしょうけども、どうなるかという観点

を加えて評価しようということになっています。

今までのところはいいですか。

的場委員 第三者評価ヒアリングというのは、またプレゼンのときみたいに、代表者かだれかがいて質問をしていくという感じなのですか。

事務局 支援会議の方たちで、特に代表者は決めないで行っております。時間としてはヒアリングで約30分の時間をかけたいと考えています。

久塚座長 後ほどまたそういう説明はありますか、今日。

事務局 今日は特にはと思ったのですけれども。

久塚座長 ヒアリングについて30分やって、それから少し時間を置くという方向で昨日説明を受けたのですけれども。

事務局 そうですね。第1回の支援会議のときに、このスケジュールの説明をさせていただいたときにしていたと思うのですけれども、この第1回の評価会、第2回、第3回、それぞれ1時からとなっているのですけれども、これはそのヒアリングにかける時間が1事業について全部で1時間を予定しております。まず初めの30分でこの評価に当たっての委員からの質問をしていただいて、回答をしてもらうというヒアリングを行いまして、その後、それが終わった30分間については、昨年度の協働支援会議で委員のほうから提案があったのですけれども、ヒアリングを行った後に、この団体のほうと意見交換をするような時間を設けることができていませんでしたので、終わった後に委員と、あと提案団体、事業課との共通認識を持つための意見交換会のようなものを実施するようにしようということは去年決まりました。

それで、その時間を、評価のためのヒアリング30分が終わった後に約30分とる関係で、1事業につき1時間の時間をとらせていただくようになります。

久塚座長 そういう流れですね。事業の中身というよりは、協働という観点からのヒアリングというふうになっていますので。ですから、こちらはまず最初に審査して、残っていただいたところをまた評価するのだけでも、それだけで協働というのほうまくいっていないねと言って評価するだけじゃなくて、やっぱりここの委員会としても責任を持って協働というのが進むようなことも考えなければいけないので、回数は少ないですけども、担当課とNPOから意見をいただいてアドバイス、サポート、共通の理解ということを十分にしようということのようです、よろしいですか。

的場さん、いいですか。

的場委員 はい。

久塚座長 では、続けてください。

事務局 はい。それでは、各シートのほうの説明に入らせていただきます。資料4の1から4になります。

資料4の1と2は団体と事業課が作成するものになります。資料4の3と4、協働事業評価書については協働支援会議の委員に作成していただくものになります。

まず、資料4の1です。資料4の1は先ほど申し上げましたように実施者である団体と事業課のほうがそれぞれ自己点検に使うシートとなっております。昨年度からの内容の変更は特にございません。今年度は9月に最終選考が終わるのですが、その最終選考が終わった後で、すぐに事業課と団体は実施事業の詳細を詰めていく協議に入ってもらいようになります。その詳細協議から自己点検をする実施日までを振り返って、協働事業の計画づくり、それから事業の実施段階、それから協働で取り組んだことによる効果のそれぞれの項目について点検を行ってもらいシートとなっております。

それから、資料4の2になります。資料4の2は相互検証シートで、こちらのほうは事業課と実施団体がそれぞれつくった自己点検シートをもとにしまして、どこに点数の差の開きがあったかとか、どこにそれぞれの思いの違うところがあったかということ、自己点検シートを持ち寄ることによって確認していただいて、その結果をこの相互検証シートのほうに書いてもらうことになっています。

やはりこちらのほうも事業の計画づくり、それから事業実施段階、それからあと事業の受益者にとっての効果・影響ということでそれぞれ共有できたこと、認識に違いがあったこと、改善に向けた取り組みをどうしてきたか、それからどうしようと考えているかということを書いてもらうシートとなっております。

このシートなのですが、事業実施の中間期に作成するため、実施回数がまだ中間期で全部終わっていない段階での自己点検、相互検証となるため、その効果の部分についてはなかなか書きにくいという声も団体と事業課からは一部ありました。それで事務局のほうで今までに出されましたシート等を確認したのですが、提出されたシートではそれぞれ事業課と団体の相互での検証ができていることがうかがえますので、このまま昨年と同様のシートで実施していきたいと考えております。

それから続きまして、この支援会議の委員の皆様には作成していただきます資料4の3と資料4の4になります。

まず、この資料4の3のほうが新規実施事業用シート、資料4の4が実施2年目事業用シートというふうになっております。このシートが分かれているのは、一番最後のページのところの総合評価のところの文言が一部違っておりますのでシートを分けてあります。

この評価をしていただく項目が1番から9番まであって、その次に総合評価とあります。この1番から9番までの項目は、先ほどの資料3の「評価にあたっての主な着眼点」の項目、1番から9番までと同じとなっております。

この1番から9番、それぞれの項目について①「優れている」、②「適切である」、③「課題はあるが、ほぼ適切である」、④「不十分であり改善が必要」、⑤「その他」ということで委員の方にはチェックをしていただくようになります。そのチェックをしていただいた評価についてのコメントを枠内に記載していただくようになります。

それから、この4ページのところにあります、この九つの項目を終わった後に総合評価というのがあるのですけれども、この事業全体を通して見た協働の取り組みの評価を総合評価として行っていただくようになります。総合評価のところ、資料3と4と見比べていただくとわかるのですが、資料4の3のほうは新規事業実施用シートということで、新規事業に使うシートとなっておりますので、総合評価のCとDの評価の文言がこの事業を継続する場合、新規事業については2年間まで協働事業提案制度の事業として実施できることになっておりますので、もしかしたら継続する場合があるということで、Cの場合には「協働事業として問題があり、事業を継続する場合は見直しが必要である」。それから、Dの場合は「協働事業としてうまく機能しなかった。継続するには問題がある」ということで、継続についての方向性を示していただくような表現となっております。

資料4の4の実施2年目の事業用シートのほうにつきましては、Cの評価が「協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である」。それから、Dが「協働事業としては不十分であった」ということで、継続については触れていない文言となっております。

この各委員に記載していただいた評価シートをもとにしまして、評価会としての評価点とコメントを決定して、評価報告書にまとめていくようになります。報告書はでき上がったものを区長へ提出していただきまして、その後、ホームページ等で公開していくものとなります。シートについては以上です。

久塚座長 はい。今、事務局からの説明があったように、資料4の1と2の効果のところです。例えば4の1を見ると、最終ページにおいて効果については、これ、すべてではないですけれども、協働という観点から見たらどうかというようなことで、受益者にそれ

がうまく行き渡ったかというのは1項目か2項目しかない形になっていて、協働することによって期待した効果があったのかとか、あるいはお互いの信頼関係が上がったのかとか、あるいは受益者の満足度を把握するための調査や意見聴取を行ったか、お互いが協働したことによって単独よりもうまくいったかどうかというような項目があると同時に、4の2のほうは事業の受益者にとっての効果ということなのですから、効果・影響としてお互いに共有できたことや認識に違いがあったというようなことを両当事者が最終的に1本にまとめるといっているのです。

だから、これが提案したものが住民に十分なサービスができたとか、できなかったとか、空振りに終わったとかいうよりも、こちら側としては、団体と担当課が協働というところから、双方が出てきたことによって事業として住民にとってよりよいものができたかどうかということの判断をそれぞれにしてもらって、すり合わせたものをこちらが見て、また評価をするという三段構えになっているのです。

事務局からの説明にもその点は十分あったと思いますけれども。ですから、中途の段階のように見えますけれども、協働ということをめぐるってどうなのかということの判断、評価ということになります。

それがあくまで自己点検の部分で協働を点検して、相互にそのずれがなかったかということについて検証して、今度は評価委員会がそれを見て評価をするということになります。よろしいですか。

村山委員 去年は自己点検シートを出していただいて、多少団体と担当課で考え方にずれが部分的にあったなと思っているのですが、ただ団体のほうを見ますと、どうしても役所に遠慮して本当はあまり効果が自分たちとして結構上がっていなかったのだけど、あまり本音を書いてしまうと役所の手前もあるからと、そういう構えた部分が結構見られていたので少し残念だったかなと思っていたので、もう少し団体が本音を聞けるとよかったかなというのはありましたけど。

久塚座長 逆もあるかなという。私の記憶では2年ぐらい前、どこの団体かは伏せておくとして、市民団体のほうに少し勢いがあるって、そのことについてお役所のほうが何かどうしようというような感じのこともあるので、今の委員からの発言、当然あり得ることですので、そこは自己点検のところと、それからあくまで立場、あるいは役割について違いがあるかもしれないけれども、お互いによく話し合ったり、今まで全く違う方向を向いていたのがそれなりに動き出したなり、協働ということで何かしら努力した結果、相互に書

き込むことができるものということです。

そして、それをヒアリングの段階でやっぱりこの委員会は遠くから見ている、それを評価するだけじゃなくて、事務局を含めて新宿区の住民と区の仕事の流れをつくっていかなくちゃいけないというのもこの委員会の仕事だと思うので、ぜひそんなテリトリーは遠慮なさらぬでとか、もうちょっと話し合いをうまくできませんかねみたいなことになっていくのだろうと思います。

なかなかシビアですよ、あの場所は、両方の方が一緒におられるわけだから。

ほかにありませんか。

では、次に移りましょう。この点について、ぜひ言うておくことがありましたら。

事務局 シート等何かご意見がありましたら。なければ、このままで行きたいと思いません。

久塚座長 もうよろしいですか。用紙の説明、様式はこのままで行きますので、理解が十分でなければまたお聞きいただくとして、このスタイルを進めてよろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。

久塚座長 では、これで行きます。では、三つ目の議題になりますかね。

事務局 では、三つ目の議題を私のほうから説明させていただきます。NPO活動資金助成の検討について資料5、A4判1枚のものですが、これをたたき台としてご議論いただければというところです。

今年度のNPO活動資金助成の審査、7団体の助成をしました。22年度につきましては従来のものから新事業立上げ助成を新設し、一部制度を改正して行ったところなのですが、今年度実施をしましてそのご経験を踏まえていただいて、新たな制度の改正の効果などについても検証して、来年度に向けた改善策について、ここで皆様にご検討いただければということ考えております。

以前にもお話ししたところなのですが、今年度のNPO活動資金助成は、昨年度に比べまして申請件数が8件ということで大幅に減少しております。やはり新たな団体の発掘や育成をしていくというためにも、事務局としましては来年度以降、何らかの対策を講じる必要があるということで考えているところであります。

そこで、来年度の実施に向けまして、事務局からの改正案をとりあえず思いつくところで作成してみました。こちらをたたき台として改善策についてご議論いただきたいというふうに思っております。

内容のご説明に移っていきますが、改正案の内容については大きく四つの柱立てになっております。三つ目までが事務局のほうでこういう改善をしてはどうかというようなもので、4番目のところは、これ以外の部分で委員の皆さんで審査のご経験の中からお気づきのもの等、課題や対策をお出しただけであればということで四つの柱立てで考えております。

まず、一つ目が助成要件の改正ということで、助成額・助成率についての改正のご提案。それから、2番目が申請件数をふやしたり、それから申請内容のレベルアップを図るためにこのような形をとってはどうかというご提案。それから、3点目が、もともとこのNPO活動資金助成というのはNPO法人に限定して、登録した団体に対して助成を行っているという形なのですが、その登録団体のすそ野をもっと広げるということで、対象団体要件の拡大をしてはどうかという提案の三つを事務局提案として考えております。

個々にご説明をしていきますと、まず1番目、助成額・助成率の改正という部分では、新事業立上げ助成について、上限額の改正をしてはどうかという提案です。平成22年度については上限30万円で行いましたが、23年度について50万円に引き上げてはどうかという提案です。

理由としましては、まず今年度、8事業の申請があったうち新事業立上げ助成の申請があったのが2件ということで、非常に数が割合として少なかった。それからもう1点が、実際に新事業立上げ助成の団体要件に該当する設立3年未満、あるいは財政規模500万未満という要件に該当していながら、上限額の関係でNPO活動資金助成の従来型のほうに回られた団体さんが1団体ありました。そういう部分から引き上げてはどうかという提案になります。

それから、二つ目、NPO活動資金助成、これは従来型のものですが、こちらの助成率の改定。こちらを平成22年度助成対象事業費の2分の1から、23年度は3分の2に拡大してはどうかというご提案になります。

この理由としましては、昨年度登録団体に対してアンケートを実施させていただいたところなのですが、そのアンケートの回答の中のコメントに助成割合・助成率が低過ぎるというような声が幾つか見えたので、それを引き上げて、もう少しNPOにとって使い勝手のいい制度にしてはどうかということで改正案を上げております。

ちなみにこの助成の総額、今年度400万ということで実施しましたが、この総額は来年度も変わらない予定です。400万という助成総額の中で、1事業50万を上限として助成をしていくというような形になっていくかと思っております。

続いて、2番目の申請件数の増加、申請内容の高度化に向けた対策(案)ということで、二つほど提案を出させていただいております。

まず一つ目が、協働支援会議委員による講演の前倒し実施ということで、今年度、鈴木委員と宇都木委員と伊藤委員に説明会でミニ講演という形で、この協働推進基金の趣旨についてご講演をお願いしまして、3月23日、24日、4月6日ということで3回行いました。

このミニ講演の部分だけを平成23年度については1月ごろに前倒して実施してはどうかという提案になります。この理由としましては、今年度説明会にはかなりの団体数が参加したのですが、実際に申請は8件ということで、説明会に来て申請をしなかった団体のほうに電話調査をさせていただいたところ、委員の講演を聞いて、NPO活動資金助成が求めている申請内容というものが逆によくわかったがために、ご自身の団体でもともと提案を考えていた内容と少し違うなというふうにお感じになられて、来年度に向けて再度検討するというような団体さんのご意見が多くありました。

その団体さんからも、もう少し講演を早目に聞いていれば、今年度の申請に企画内容を練れたのになというふうなお話もございましたので、1月ごろに前倒すことによって、少しその申請内容の練り直しの時間をつくれればということで考えております。そういう提案になります。

それから、続いて2番目の項目、助成申請内容個別相談会の開催ということで、こちらは助成内容の申請書を書いていただいたものを見せていただいたりしながら、その個別相談という形でレベルアップを図ろうというものなのですが、23年のこの講演が終わった後、2月から3月ごろに2回程度開催してはどうかということで考えているところです。

相談員としましては、協働支援会議の委員の皆さんが当たっていただくのが一番いいのは確かなのですが、やはり審査に当たっていただくようになりますので、その公平性の観点からちょっと個別相談を受けていただくのは難しいだろうということで、協働支援会議のOBの方で今予定しております協働コーディネーターの方に個別相談に応じていただければという提案になります。

こちらの理由としましては、今年度新規で申請してきた団体があったのですが、新事業立上げ助成の申請団体でほとんど新規の団体です。これが8団体の順位づけをしたとき、後ろから1、2番目が新事業立上げ助成だったかと思えます。やはり新しい団体さんのご提案というのは、計画の部分ですとか、実績評価は別個にあるとは思いますが、

やはり提案力、あるいは計画力が少し弱い部分もあるかと思しますので、そこを個別相談という形でカバーして、その申請内容のレベルアップが図れば、この助成金の制度も活性化していくのではないかというような提案になります。

それから、3番目、対象団体拡大に向けた対策ということで、新宿区NPO活動登録団体登録要件の改正ということで提案を上げております。これまで助成金の申請ができる登録団体というのはNPO法人に限ってきましたけれども、区内で活動する一般・公益社団法人、あるいは財団法人、その他任意団体になりますが、法人格を持たない社会貢献活動団体まで対象を拡大する方向で登録要件を見直すという方向でどうかということを考えております。

これは理由としましては二つございまして、たしか前々回の支援会議だったかと思いますが、公益法人法の改正で、社会貢献活動を行われる社団法人が今後もふえていくであろうということで、関口委員からご発言がありましたが、NPOだけでなく対象要件を拡大してはどうかというご意見があったというのが一つ。

それと、もう一つが、もともと新宿区の第一次実行計画で、平成20年度から23年度までの事業計画を定めた、その事業計画の中に、このNPO活動登録団体の団体登録の要件を緩和する方向で見直すということがうたわれております。

そこで、拡大に向けての検討を今必要とされている状態であるということで、その二つの理由から団体登録の要件を少し緩和する方向で検討してはどうかという提案でございます。

今日配付させていただいたこの資料というのは、案として成案ということではなくて、このような方向性でこれから個別の条件的なものは、また支援会議の場でご議論いただくようになるのですが、検討の方向性としてこれでよろしいかということを皆様にはご審議をしていただきたいと思っております。

また、事務局のほうで気がついた範囲は、この三つ、3番目までなのですが、その他に今まで審査をしていく中でお気づきになった課題とか、それから対応策についてもこの場でまたご提案等いただければということで事務局としては考えております。

説明は以上になります。

久塚座長　ここで了承を得たからと言って、そのままスッといくのではなくて、方向としては了承を得た後、各種の手続き、規則を変えたりいろんなことがありますので、多少時間はかかりますけれども、事務局として考えていただいたのは大きくは三つということ

です。繰り返しの説明は避けます。

それから、それだけじゃなくて、今まで一緒に考えていただいたそれぞれ委員の方も案があるのではないかとということで、こういうことは考えられないかと、そこで議論をしてということにしたいと思うのですが、まず第1番目ですけど、あくまでまだ案なのですが、額と率、二つのものがあって、新規のものについての上限を上げる場合。そうではない従来型のものと同じ金額にするということと助成額、半分自分たちの持ち出しであったのを3分の1の持ち出しでできるという率を改定するというようなことを考えてはどうかということですが、このような方向でいかがですか。

伊藤さん。

伊藤委員 この新事業立上げ助成について、これを設けたときに、出しやすくそういうところに有利にしようというのがあったと思うのですが、一つにはもし1年未満の団体が多く出てきたときに、組織の脆弱性や何かがあって、この50万という金額に対応できるかという問題が出てくると思うのだ。

例えば2年目以上で、ある程度方向性が見えてきているところならいいのだけでも、できたての団体や実施後間もない事業が50万もらって計画倒れになったり、そういう危険性があるので、ちょっとどうかなという気がします。

率に関しては、3分の2でもいいと思います。

久塚座長 伊藤委員、そこであれですか、逆にこちらが気を遣ってあまり上に上げて、本人たちがアップアップしないようにということでプレスをかけるように。

伊藤委員 うん、ただ1年未満のところでは30万にして、2年なら50万にしてもいいけど、そのちょっとまだできたところが、どうだかわからないところに対してある程度の大きな金額というのは。

久塚座長 そうするとこういうことが考えられますか、上限を50万にして、やはりこちらの審査の段階で、もちろん今としてもありますけども、満額じゃないとやる気がありませんかみたいなことから、少し8掛けまでしてしまうというようなことを加味することで上限だけ引き上げるという。

伊藤委員 うん、そういうのもありますわな。全部50万にしちゃってね。

久塚座長 伊藤委員の言うことはよくわかるのだけど、これを例えば100万とか200万になって、喜んで金額の高いところに来ると大変なことになるわけです。だから、30と50で特にどう出るかわからないですけど、どんなものですかね。

これはもう私たちが机の上で議論してもわからないから、検討しながら新規のところについて聞いてみたり、何かいろいろしたほうがいいのですかね。

伊藤委員 そうすると実態と方向性とやる気は理解ができると思う。それによると思うのです、団体の。

久塚座長 では、伊藤委員の発言は、逆に上限を上上げると、できて間もないものについては、その分だけ事業がうまくいかない可能性もあるので、その点を考慮に入れた上限設定の方向を考えられないかというような取り上げ方で、それでよろしいですか。ちょっと考えてみましょう。

ほかに、自由にご発言ください、この第1番目について。宇都木さん。

宇都木委員 二つありまして、助成のほうは高ければ高いほどいいのです、率は。

久塚座長 率。

宇都木委員 うん、全額のほうがいいの。

久塚座長 はい、100%。

宇都木委員 そのほうが使い勝手がいいのです、もらうほうは。つまり100万円の事業をやるには120万円とか130万円とかの総事業費じゃないと100万円もらえないということになりますよね。だから、もともと力のないところが金をもらうというのだから、できるだけ率を上げてやってもそれは構わないと思うのです。

問題はそのことによってお金は、全体の量は同じでも、団体の数、対象が少なくなっていっちゃうということのほうの問題なので、3分の2でもある程度の多い場合は上限を何か切らないと、これ、幾らか計算。

事務局 50万です。

宇都木委員 いやいや。総額で400万。

だから、400万の中でできるだけ多くということになるから、そうだな。ふやすことは悪いことじゃないと思うのですが、そこを運用上どうするかという。

それから、もう一つは事業内容を少し、これは次のところでもいいのだけど、ある程度政策誘導みたいな、この分野の事業には優先権があるとか、例えば子育てと障害者とか二つの分野については特別枠を設けますから、と。

伊藤委員 区の緊急課題に合致している分野。

宇都木委員 そういうところの団体には優先権を与えるから、特別枠を設けるのでそこは出すとかいう、政策誘導的なことを考えたほうがいいのではないかなと思う。

伊藤委員 でも、区のほうができないと言っているのだから。結局政策誘導できなかった。

宇都木委員 だけど、せっかくやるのだから、そしたらどうぞというだけじゃなくて、試みとしては何かやってみては。

久塚座長 そうですね、求めている側が抽象的な形で審査基準を設けているだけで、あとはしかも課題に合うというのがありますけども。その場合に優先的にというのはどういうイメージになるのですか。

宇都木委員 だから、例えば子育てなら子育てでその枠をほかとは別に特別枠としてもって、そこに幾つかの条件をつけて、条件に当てはまる人はどうぞやってください。その中でその枠として議論して、そこから一つとか二つとか決める。

今は全部出てきた事業を一括で見、上から順番に決めていくようなものだけど。

久塚座長 よくわかるのだけど、例えば子育てのところでも二つと言っても、二つしか出てこなくて、しかもその点数が低いというときに激しい悩みが。

宇都木委員 まあ、それはしょうがないです。そこはもう割り切ってやるしかないです、それは。何でもかんでもいいと言っているわけではない。

久塚座長 いや、それは優先的にとか、特定課題みたいな形で設けることの仕掛けというのは、ただ仕掛けだけじゃなくて、何か先ほどの事前の説明会なり相談会なりのところで団体がいいものを持っていて、たまたまプレゼンテーションや文書づくりのところでマイナスになっているようなことがもし起こるとするならば、そういうことが起こらないような形でサポートしながらできるといいのですけど。何かいい方法が。

宇都木委員 行政側では毎年さまざまな課題を各部署が持っていると思うのだ、今年は重点的にこれをやりましょうとか。

だから、そういう問題と市民活動の活性化とくっつけたような格好でやれば、それでそのかわりそういう重点になった担当部署が、そういう市民団体と積極的につき合うという姿勢がないとだめだ。

久塚座長 はい、どうぞ。

竹内委員 これ、協働事業提案じゃなくてNPO活動資金助成のほうなので。寄附者の大体持っているところが大きいので、あまり行政サイドからのそういうものを決めるよりも寄附者の意向を一番反映させるということが主題かなと思って。

久塚座長 今、どれぐらいの寄附があるのですたっけ。この間数字が出てきていたけど。

事務局 昨年度は約730万の寄附がございました。そのうち200万と500万という大口です。200万と500万の方については、特に分野とか団体の指定はなかったというような形なのです。

その前の年で行くと、大体30万から40万ぐらいの実績というようなところですが、大つかみで。毎年新宿区からの拠出金ということで100万円を協働推進基金に積み立てています。ですから、100万円部分については新宿区も寄附者であるというような形です。

久塚座長 だから、新宿区の寄附の100万と、少ないときは外から30万ぐらいなのです。多いときが700万というのを、これをどう考える。また来年も700万来てくれればなという話にはなかなか行かないので、それにしても協働ということから考えれば、新宿区のことを入れて、それでももちろん寄附者の方のご意向というのも生かすということなのですけど、この議論は少し難しいことに、一度ご寄附をいただいたもので、特別にこちらの場に出たときには、そのいただいたところの意向というのを少し減らすような形になりますので。

宇都木委員 これはうたってありましたか、寄附者の意向尊重は。

事務局 はい、うたってあります。

宇都木委員 寄附者の意向を尊重しても、その分野の事業の応募がなかったら、あまり意味ない話だ。団体指定だったらわかりやすいけど。

事務局 二つあって、まず個別の団体を指定する団体指定寄附、もう一つが分野指定ということで、17分野のうちから選んでいただくという。

地域調整課長 必ずしも寄附者の意向どおりに配分されないこともありますということはどうなっています。

久塚座長 もちろんそれは大学などの奨学金でも同じことです。そうしないと寄附行為ということで税制の問題が変なことになっちゃいますので。

ええ。はい、どうぞ。

伊藤委員 今、宇都木さんが言ったものと、それから先ほどの立上げの枠があればやりやすいのだけど、座長が言ったようにそのレベルの問題が今度は出てくる。

それと、枠として1件2件ありますよと言うと、それで出てきたのに対して行っちゃうという危険性。出しやすいというのはあるのだけど。

久塚座長 うーん、そこをバーを上げるのか。

伊藤委員 ねえ、それがそうそう、その考え。

久塚座長 特定枠だからバーを上げるというのと、特定枠だからバーを下げてという両方の考え方が成り立ちますよね。ただ、やっぱり誘導はしなければいけない。

伊藤委員 うん。

久塚座長 誘導と、よりよいものづくりというか、それはもう前提の条件ですから。

宇都木委員 助成金なんかはもともとNPO活動を活発にしようという政策誘導だから、具体的にどの分野をとるところまで踏み込んでもいいわけです。新宿がそこに重点を置いてやるということが一番いいことだから。それがうまくいくかどうかは別の問題だけど、助成の考え方としてはそうでしょう。

久塚座長 うん。では、また先へ進んで戻っても結構ですので、2番目のこれはご苦労いただく方が対応していただければ。伊藤さん。

伊藤委員 とりあえずは効果があったという判断を。

事務局 ええ、しております。

伊藤委員 しているのね。

事務局 団体のほうからも。

伊藤委員 そこがないと、ただ今年やったからまた来年やろうというのは少しあれだし、それならやっていいと思います。

久塚座長 うん、ないとわからないですよ。

伊藤委員 それと、次の協働コーディネーターの件なのですが、協働コーディネーターに相談して出したけど、落ちてしまった。

久塚座長 またさっきと同じ話になっちゃう。

伊藤委員 相談しなかったほうがよかったとか。

久塚座長 ふだんでも同じようなことがあるのです。一生懸命考えてやって、そのの座席に座ってもだめだったという。

伊藤委員 そう。レベルアップできるのは確かだろうけど。

宇都木委員 いっぱい申請を出してくれるのは一番いいことだけど、だからといって点数を下げるというのはよくないことだから、レベルアップのためにそういう話をするという方向に重点を置かないと。申請件数が少ないからどんどん出せと、範囲の中だからレベルが下がってもいいから助成金出せばというのも少し乱暴だから。毎年毎年申請件数によって助成の数が違っていくというのはまずいから、助成水準というのはやはりある程度確保しないといけない。

だから、そういう意味で関心を持つ、あるいはこういう制度があるのだということを知らせる意味でやるというのはいいことでしょうか、やってもいいのではないですか。

伊藤委員 協働コーディネーターに注文つけるとすれば、出してきたものに対して、ここは計画性をもっとしっかりしたものにとか、そういうことをコメントで、その肉づけをするようなことだったらいいと思います。こうなれば具体的にわかりやすいね、2年後、3年後、自分たちのミッションとしての確立になっているんじゃないとか、そういうアドバイスをしてやってくれれば。

宇都木委員 事前審査にならないように。

伊藤委員 そうそうそう。こんなの言っているけど、ここに何も書いていないからここはちゃんと書かなくちゃいけないよ、日程計画だとか目標値を書いて。こういう目標ならそれに数値目標を入れてとか、そういうアドバイスをしてくれるコーディネーターであれば別段問題ないです。

久塚座長 要は増加が先なのか、実質的なレベルアップが先なのかは別として、もうこれはただ申請件数の増加というのは、区民の方が見てもNPOが見ても少ないのだなとわかるけど、申請内容の高度化というのは、今までは低かったのかという話にどうしても結びついてくるので。

高度化というのは審査基準に到達するという意味での高度化ですよ。技術的な意味まで含めてですよ、申請書の書き方までが実力ですから。この個別相談というのは下手をするとあまりよろしくないことになる可能性があるのでしょうか。

事務局 そうですね。

地域調整課長 上のところだけに有利に働くような形の協働コーディネーターというのはいずれとも思っています。

久塚座長 額が大きかったらそういう業者さんも出てくる話ですから。だから、新宿区の資金で、仕組みとしてコーディネーター、後で個別相談会を設ける。個別相談というのは、いわゆる年金や高齢者の悩み相談ではなくて、申請に係る個別相談ですので、ギリギリのところにあるのでしょうか。

伊藤委員が言ったようなところをしっかりと押さえる形で、今まで講演会のほかにコーディネーターをどう使っていたのですか。

事務局 コーディネーターは今年度新規です。

久塚座長 新規に。しっかり締めなきゃいけないところがあると思うので、ここ、特に

2番目の相談会、大いに結構なのですけども、ということです。

3番目、法改正に伴うものと同時に、従来からNPO法人だけでなく任意団体も含めたらいかがかという議論が一貫してあったので、この3番目のものについてはこの委員会で簡単に決めても、さまざまな手続きが待っていることになるのだろうと思うのです。この点についてはいかがですか。

宇都木委員 社会貢献活動団体というのは実にあいまいな言葉で価値観がみんな違うから、新宿区が助成対象として求めているものは何かということをしっかりイメージできるようなものを示してそれに該当するさまざまな団体ならいいよと言わないと、いろいろなレベルの団体が出てきますよ。お金をもらえるならもらいましょうという団体が出てくる可能性があるから、対象をはっきりさせないと、審査委員会は審査のしようがなくなっちゃう。

新しい審査基準をつくって、せっかく出てきた申請がそれに該当しないということになっちゃうと、そこは少し幅を持たせてやらないと、審査委員会は意味がなくなっちゃう。

だから、申請する側はこれならば該当すると言ったけど、審査委員会としてこれはここまで広げたら大変だなという話になっちゃうと、大変そのやりとりが大変だろうから、我々よりはむしろ事務局が大変になる。

久塚座長 新宿区登録NPOの登録要件を変えるということですね。

まずは1個目の縛りとして、新宿区NPO活動登録団体というのがあって、その登録要件を変えるというのが当然限定的なのでしょう、変えるということは、もう何でもありみたいなことになりますか。

伊藤委員 これを読むと何でもありと。

宇都木委員 その他法人格を持たない社会貢献活動にまで対象を拡大するということになる。

伊藤委員 ここの助成金はこの活動登録団体をもとにしているから、何でもオーケーということになる。

久塚座長 新宿区NPO活動登録団体のタイトルみたいなのはどうなっているの。

事務局 その母体の名称ですか。まさに新宿区NPO活動登録団体という。

久塚座長 それの「NPO」を外すということ？

活動としてのNPOということであればよいと。

事務局 ええ、NPO活動する団体という。

伊藤委員 昔はNPO法人だけに限っていたのだけど。

宇都木さんの言った問題は非常に問題になってくると思う。

宇都木委員 ある程度イメージがされていればいいと思うのだ。大体こんな範囲だというところが。

久塚座長 だから、そのノンプロフィットな活動の登録というところで縛りはあるわけでしょう。

事務局 そうです。

伊藤委員 それはそう。

久塚座長 見てわかるようなのはもう当然入らないということになる。

事務局 ですから、いわゆる会員の中での親睦みたいなものはもうまず入らないということですけど、例えばサークル的にお芝居をやっていたらっしゃる団体さんで、高齢者のホームで発表するというと、これも社会貢献になってくるので、かなりすそ野は広がるとは思います。

この助成金については、協働支援会議の皆さんに審査をしていただくようになりますので、その審査の中ではやはりそのニーズ性とか事業の実現性、あるいは団体審査にも入っていきますので、そのあたりも含めて助成金を交付するだけの一定の基準に見合うかどうかというのをご判断いただく形にはなりますので、当然そのいろんな団体からの申請は来るとは思いますけど、最終的にはその事業の内容、あるいはその団体の実績等でご判断いただくというような形になってくると思います。

伊藤委員 波及効果とかね。

事務局 ええ。

宇都木委員 社会的に認められているボランティア団体、それもおかしいよな。

久塚座長 まあ、団体の継続性であるとか構成員であるとか、団体の活動内容であるとか、幾つかの一時的な意味でのスクリーニング。

宇都木委員 でも、その基準をつくらなきゃだめだ。

久塚座長 それはできるはずですよ。それで、その二つ目でこの資金助成の趣旨に合うような形でねらってこちらが旗を立てるというか、そういうふうにしなれば。

宇都木委員 ここの課の仕事じゃないのだけど、課長も私も出ている高齢者の助成金があるのです、高齢者の活動で。そこでラジオ体操をやる会というのがあって、そこに出しているのです。高齢者の健康維持のためにラジオ体操の指導者育成というものをやってい

るわけ。それもその程度まで広がるわけだ、ボランティア団体ぐらいいまで入れちゃうと。

だから、どういうところまで対象にするかというのをある程度想定しながらやらないと、いろいろなところがあると思うのだ。出したのはいいけど、一つも当たらないという話になると、何だ、これはという話になるから。ある程度何かこういうものというのを例示みたいなので募集要項のときに出さないと、こんな厚いのね。そういうことをある程度想定した上でこの範囲というのにすればいいと思うけど、団体側は全部対象だねと思うから。

伊藤委員 よく団体の要件で目的だとか、決算日はいつだとか役員だとか、そういうのはどんな団体でも作れるから、正面的な静態の物でははかれないよね。

久塚座長 基本的にはこの委員会は協働支援の委員会で、単にボランティア育成ではなくて、協働支援という観点からNPO活動資金助成をするわけです。そうすると、同じ高齢者のことを単に従来からのように役所がするだけじゃなくて、高齢者自身も、それから民間の団体もアクターとして等しく出てくるのだと。それを両方かみ合わさったり協働したり、お互いに融通したり意見を言ったりというようなことの可能性がある活動について、私たちはこの間NPO活動資金助成をする。

だから、協働事業提案というのは、そのもう少し大きなやつで、両方の提案にかかるものだという。本来役所ばかりがやっていたような事業について、NPOが自分のやり方でやっているという視点がやっぱり大事なわけです。

だから、やはり母体としては、ボランティア団体を援助するというような資金じゃないと私自身は思っているのですが、もともとの生まれてきた源を訪ねていくと、何かしら協働というようなことが入ってくるから。そういうイメージなのだと思います。

はい、どうぞ。

野口委員 法人格を持たないNPOという。任意の団体みたいなのが結構あると思うのです。そういったものを審査の対象に助成してあげてもいいのではないかなという気がします。

久塚座長 私も個人的にはそういうふうに思っています。

宇都木委員 また、それはそうなのだけど。では、その基準をどうつくるかということ。これはよくて、これはだめだという境目をちゃんと引かなきゃいけないでしょう。ある程度応募要項のところ、この程度の範囲までのところがというのは説明ができないと。

野口委員 ええ、難しい。それはある程度並んでみて、はいじゃなくて。

宇都木委員 そこが難しいのです。

野口委員 地域の課題についてとか。

伊藤委員 私たちが判断するときは、例えば地域で体操している、それは障害でないから別に僕らはこうよということでもいい、そこだけでみんなできているだけで、ほかのところへの波及効果も進めるのですかと言ったときに進めないと言われれば、それは採択しない。

出てきたときにすべて駄目になっちゃうと、何だか、全部地域限定だとだめじゃないとかなると。

野口委員 そうですね。

久塚座長 だから、単純な要件拡大というよりは、従来事前にだめだったというふうになっていたところに広げるといふ。せつかくいいものをやろうとしているけれども、登録団体のところにひっかかるので乗れなかったというのをどうしようかというふうにかえたほうがいいと思うのです。まず広げて、全部にどうぞという話ではないだろうという。

野口委員 ないですね。

久塚座長 方向性としてはそうだと思うのです。これがあつたために形式的な要件を満たしていなかったところがあるとするならば、そういうところをどうやって救えるか、広くお願いできるか。

地域調整課長 座長、よろしいですか。確かに宇都木委員、伊藤委員がおっしゃるようすにすそ野を広げることによっていろんな団体が、任意団体が申請してくることが想定できるのですが、それはこの支援会議の場で各団体の審査を評定項目ごとに行います。なおかつその最低点は何点という形で決めて、その上でもうどうしようもない団体はもう切っちゃいますよという形でふるいにかけていただくということはどうなのでしょう。

久塚座長 みんな大体わかっていると思います。

宇都木委員 いや、それはそれでいいのだけど、そういう人たちが入らない応募要件を本当はつくらなきゃいけない。それは委員会が切つて我々が非難されるのは構わないけど、せつかく応募要件を広げようとしたのに、切られる申請が多くなることによって、何だやっぱり制約がきつんじゃないかという話になっちゃうから。そこはある程度最初から見えるようにしておいたほうがいいのではないかな。

それで、久塚座長が言うように団体登録していないNPOでもいいというのはそれでかなりはっきりしているから構わない。けど、法人格を持たない社会貢献活動団体ということになるとあいまいだから、ここをどうするかというのは、最初からちゃんとしておかな

いと混乱を招くんじゃないかと。

地域調整課長 では、少し限定的な表現にしますか。

宇都木委員 僕らはよくわからないけど、皆さんのほうでほかの類似しているいろんな助成金を出しているところとの関係もあるだろうから、もう一遍検討してもらってどうですかね。このままの表現で行ったら、自分たちが社会貢献活動だと思えば出していいということになるから。

竹内委員 今の団体登録要件が非常に厳しくて応募ができなくなっているという認識があったのですけども。その登録要件が今見えていないのですが。

事務局 新宿区に主たる事務所があって、新宿区で活動しているNPO法人。登記と実態と両方新宿区にあるNPO法人。

伊藤委員 NPO法人だから当然登記もやるし、決算もやっている。

宇都木委員 だから、ここに登録をしない団体は補助金は要らないということなのです。本当にもらいたかったらここに登録すればいいことです。

竹内委員 だったら登録する縛りを少し入れたほうがいいですよ、そういう意味では。登録するときに少しやらないと、我々のほうで来たものを全部審査するとなると、えらい数になっちゃって大変になります。

宇都木委員 だから、段階的に試みるというのはそういうことです。

久塚座長 まあ、やってみますかと。事務局。ここに登録していないけど法人格を持っているNPOであればいいとか、例えばそういう拾い方から順番に考えることはできますか。

事務局 ただ、NPO法人に関しては確かに区内に745団体ぐらいあって、このうち登録団体は90団体ですから確かに少ないのはそうなのですが、ただそのNPOにとってその登録の手続きというのは、既にある書類をご用意いただいてご登録いただければいいものではありませんので。

久塚座長 90団体でずっと並行しているの？

事務局 いいえ、じわじわふえています。10ずつぐらい。

久塚座長 そうは言うものの全部で約700団体あるのにまだ登録が90団体というのはなかなか。

事務局 はい。全国規模で活動しているNPOですとか、国際的な活動をされている。

地域調整課長 もしくは事務所が新宿区内にあるだけというのがありますから、活動の

本拠はもう全然違うところとか。

久塚座長 そうそうそう。

事務局 区内は多いです。

久塚座長 それがやっぱり最初的时候は悩ましい話が会議体で出ていて、外のところにやるのに新宿区はお金を出すのみたいな話から。

地域調整課長 それは納税者からするといかがなものかという形になるので。

久塚座長 そうそう。ここで議会の心配をする必要は全くないんですけど、一体何なのみたいなことになると思う、そういう話がありました。

宇都木委員 問題はNPO以外のところで本当にまじめにというか、しっかりした市民活動をやっている任意団体でも対象に広げようというところが趣旨だと思うのだけど。

事務局 そうです、はい。

宇都木委員 そのところを、そういうふうに確かな活動実績があることとか、ちゃんとした収支が。

久塚座長 うん、そういう形で言葉で表現してあげて。

宇都木委員 幾つか制約をくっつけて。

地域調整課長 縛りをかけます？

宇都木委員 うん、そういうふうにしてでもすれば、その趣旨はそういうことだよ。法人格を持たないけれど、少なくとも法人格に類するようなしっかりした経営をやっているということが認められると。

伊藤委員 以下に合致するものとか。例えばもっと言ったら、野球部をやっているよね。野球を広めることによって青少年の育成をしようと言っちゃえば、それはなっちゃうけども。

地域調整課長 そうですね、拡大解釈するとそうなっちゃいますね。

宇都木委員 社会貢献活動というのはもともとそういうものなのです。だからその任意団体の人格、経営、そういうものが、しっかりしたものとして社会的に認められるような活動をしている任意団体とか、やや制約みたいな形で。

事務局 ひとつよろしいですか。私、もしそこでその縛りをかけるというところを考えると、この協働事業提案制度というのが法人格の有無は問うていないのです。それで、会則を備えているとか、予算決算を適正に行っている、あるいは団体の責任者、事業の連絡者は特定できる、事業成果報告、会計報告ができていて、あるいは協働事業の業務を遂行できる能力と実績を有する。こういったようなものを一つたたき台にしながら考えると

いうところですよ。

久塚座長 それがあわせて実態がしっかりしていて、そういう活動が継続的にあってというようなことに重なってくるわけですよ。

事務局 はい。

久塚座長 だから、いずれにしても一応何も問うていないということは、何でもありだという前提なのです。何でもありだけど、やってくるにはこれだけのことで審査されますよと、審査基準を初めとしてそれを事前に出していれば問題はない。それをどういう見せ方をするか。審査の内実を見せずに、何でもどこでもどうぞと言うんじゃないよと。審査基準をこちらは出しているじゃない。

事務局 ええ。

宇都木委員 そういうふうに、今事務局が言ったようなことを受け取る側がイメージできるようなことにしておけばいい。

久塚座長 そう、それを見た団体側が、ああ、こういうふうには審査されるのだとか、うちの団体はこれにあたらぬとか。だから、要件に合わないから取りこぼしが起こらないようにしよう。何でも広げるんじゃないよと。

地域調整課長 そこは回数制限を設けていますので、登録団体数がふえないと先細りになってくるという状況もありますので、その中で対象の範囲を少し広げて。

宇都木委員 それはできるだけ多くの人たちに。

事務局 今のご意見をいただきながら、条件を練っていくという形ですね。

久塚座長 ですね。それで、四つ目なのですが、今、事務局が示してくれたのが大きくは三つ、その中に二つずつ入っています。各委員からこの活動資金助成の制度について改善したほうがいいのかというようなことを考えていることがあれば、項目だけでも結構ですのでご発言いただければ。

地域調整課長 それと座長、あわせて先ほど一番最初に伊藤委員から上限額についてのお話があったのですが、その点についてももう少しご意見いただければなとは思っていますが。

久塚座長 はい。具体的に案として、新事業立上げ助成についても50万というラインを積極的に引いてしまうと、新規のものについては苦しいことが起こる可能性があるのではないかと。そういう議論があったのです。その点について、もう少し発言をしていただいて、そのままとどめるんじゃないよと、できればこれは早いうちに、数字として起こしたら起こせるものですから。

竹内委員 今年2件だけ提案があって、その中からそういう話が上がったということもあるのですが、上限を決めちゃうと、後で危ないという話があったのですが、結局こちらで審査するわけですから、上がったものをそのまま通すわけじゃないので、その辺はあまり心配しなくても。50万でもいいんじゃないかと思うんですけど。

的場委員 私も竹内委員の意見と同じで、こちらが審査すればいいのかなというのと、あともう1点として、例えばただし書きとして1年未満の団体は上限30万円とするとか、そういったただし書きみたいなのはなしなのですか。

久塚座長 どうなのだろう。一つの折衷みたいな形で特定のところに入れちゃうという。

的場委員 そのうちとして上限幾らというふうに。

宇都木委員 ある種のリスクも考えると、何か制限があったほうがいいんじゃないかという議論は、それはそれとしてあるのだ。やっぱり何かあったら、公的なお金だから。

本当に活動していく団体を育てていこうというための助成金になるような申請事業をどう選んでいくかというのはなかなか難しいのだ。全く実績がない人たちに出すわけだから。

だから、そういう意味で50万でも30万でも同じだと言えば同じだけど。

久塚座長 やはり金額はそんなに多くないと言ったらそれまでなのですが、宇都木委員と伊藤委員が心配しておられるのは、新宿区の議会だとか区民を代弁するようなところに迷惑がかからない方法まで念頭に入れて議論しておられて、助成金を出した後、リスクが高いことが起こったときにどうだったのという話に答えられるような仕組みをきちっとつくってあればいいということですけども。

だから、私は個人的には全部50万に上げていいと思う。

宇都木委員 額は50万でも。

竹内委員 30万でも同じ。

宇都木委員 だから、難しいのはこれ、助成金を出してそのとおりに活動しなければ返済を求めると書いてあるのでしょうか。

事務局 はい。

宇都木委員 返済してくれるようなところはやらないよ。返済ができなくなっちゃうから困るのだ。まあそんなに悪いところばかりではないからいいんじゃないかと言ってやればそのとおりでいいけど。

伊藤委員 そうすると、新事業立上げ助成というのは新規じゃなくなるのだよね。

地域調整課長 助成率は新事業のほうは4分の3になっています。

伊藤委員 ああ、これ、新規のところだけね、これ。

事務局 ええ、そうですね、そこは変わらずで。

久塚座長 助成金は50万に上がって、助成率は4分の3だから、少し何かできるイメージがあったのです。今日結論で50万にしていいますか。

宇都木委員 うん、額は構わないと思うけど。

久塚座長 はい。4分の3という新規についてはほかの規則はありますので。そして3分の2のほうもよろしいですか。

事務局 はい。

久塚座長 2番目のところはもう少し書き出しについて、具体的にここで見たのを含めて、ただ単に決まったからどんな団体でもみたいなことではない何かが必要かもしれないので、とっておきましょう。それで、3番目もなので。

宇都木委員 だから、そこだけちょっと考えてみたら、特卒。行政の担当部署がその気になってそうしようということだってやれるのではないかと思うけど、提案制度とは別に。

伊藤委員 そういう団体に出したらいいのではないですか。

ふだんから協議会だとか、仲間内の集まりがあるでしょう。

宇都木委員 それは区民と相談しないでやるなんていうことはないから、どこも懇談会をやって。

伊藤委員 そこで話がけすとか、こういう制度があるのでみんなで使って。そうそう。これで新宿にしようとか。

久塚座長 今日は協働事業提案を含めての会議で、3番の話で資金助成から評価まで三つのことを議論したので、少しお疲れだと思います。

事務局 次回の会議は7月22日木曜日になります。午後2時から4時の予定で本庁舎6階の第4委員会室を予定しております。

それから、協働事業提案のほうですけれども、6月22日に締め切りをしまして、委員のほうには6月24日の木曜日には提案書類を発送したいと思いますので、25日、26日ぐらいには委員のお宅のほうに着くと思いますので、提案審査をよろしく願いいたします。

7月4日までに提案団体の質問を出していただきまして、7月12日までにヒアリングシートに対する質問がありました場合には事務局のほうへ出してください。採点表の提出は7月19日になっています。次回の審査会までに間にそれだけの作業がございますが、

どうぞよろしく願いいたします。

久塚座長 どうもお疲れさまでした。今日の会議を終わります。

事務局 どうもありがとうございました。

— 了 —